



2024年4月26日 (金) 10:00~12:00 (日本時間)
9:00~11:00 (中国時間)

中国ビジネス・オンライン相談会

華鐘コンサルタントグループ WEBセミナー

【質問の内容】

日本と中国で支払われている所得を合算し全世界所得として中国側で納税しているが、個人所得（例：賃貸収入など）も全世界所得として加算して中国側で納税すべき？ 加算すべきであれば、その際、何をエビデンスとするべきか？

【質問に対する回答】

日本人駐在員は日本と中国での給与所得を合算して（中国での就労の結果による所得として）中国で申告し、中国で個人所得税を納税しなければなりません。一方、中国居住（駐在）期間が六年を超える場合、七年目以降は、給与所得以外の日本源泉所得についても、中国での課税率が日本のそれを上回る部分について中国で申告し、個人所得税を納税しなければなりません。その場合の申告・納税エビデンスとしては、例えば家賃収入の場合、家賃に対する所得税の源泉徴収票になります。ただ、日本企業から派遣された日本人駐在員が、この情況に該当するケースは極めて少なく、中国の税務当局も全く注目していないというのが現実です。

『個人所得税法』第7条

居住者個人が、中国国外から取得した所得は、その納税額から既に国外で納付した個人所得税額を控除することができるが、控除額は当該納税者の国外所得について本法規定に基づき計算した課税額を超えてはならない。

『個人所得税法实施条例』第4条

中国国内に住所を有しない個人が、中国国内にて累計満183日居住する年度が連続6年未満である場合、主管税務機関に届出を行い、源泉が中国国外にあり、且つ国外の単位又は個人が支払う所得は、個人所得税の納付を免除する。中国国内で累計満183日居住するいずれかの年度において、1回の出国が30日を超える場合、中国国内で累計満183日居住する年度の連続年数は、新たに起算する。

【質問の内容】

- 個人所得税の6年ルールについて、全世界所得課税をリセットする方法として連続30日超の海外出国が必要とありますが、出国日と入国日は30日にカウント出来ますでしょうか？9月14日から10月13日出国したらリセットなりますでしょうか？
- 2025年からの個人所得税の全世界課税を回避するために2024年中に31日間以上の中国出国を検討されている方が多いと聞いています。2025年春節休暇での31日間以上の出国では手遅れでしょうか？2025年の居住期間が183日未満のうちに帰任ではどうなります？

【質問に対する回答】

- 出入国当日は中国居住日数にカウントされませんので、9月14日に中国を出国して10月13日に帰国した場合の海外滞在期間は丁度30日で、6年ルール（6年超の中国居住者に対する国外源泉所得の申告納税義務）のリセット条件（国外30日超）を満足するには、あと1日以上中国国外外に滞在する必要があります。
- 新個人所得税法の施行（2019年1月1日）から2024年末で満6年となりますので、2024年度中に31日以上中国国外に出国しないと、2025年の春節休暇時に国外出国しても手遅れです。
- 2025年の居住期間が183日未満となった場合、非居住者の基準で個人所得税の申告納税を行うことになり、6年ルールは適用外となります。6年ルールは、中国国内にて累計満183日以上居住する年度が連続6年超となった場合に適用されます。
- 尚、給与所得に対する課税率を除き、その他の個人所得に対する中国の課税率が日本のそれを上回るものは無く、一般の日本人サラリーマンが中国国外源泉所得に対し課税されるケース自体がほぼ想定されないため、6年ルール自体全く神経質に対応する必要はありません。中国の税務当局も全く注目していません。

【質問の内容】

外籍人员之前按照非居民个人申报纳税，在取得中国永久居留权后，对申报计算有影响吗？一些针对外籍人员的税收优惠政策是否依然可以享受（比如符合条件的语言补贴，住房补贴免税等）。

外国籍人員がこれまで非居住者として申告納税を行って来た場合、中国の永住許可を取得した後、税額計算に対し何か影響はありますか？外国籍人員に対する優遇税制（語学研修費補助や住宅手当の免税要件に該当する場合等）は依然として享受可能でしょうか？

【質問に対する回答】

中国永久居留权是在中国的永久居留许可。外籍个人的纳税身份的判定按照个人所得税法相关规定来判断（先判断习惯居住地是哪里，习惯居住地在日本的话，再看居住时间，183天以上是居民，不满183天是非居民。）所以中国永久居留权对个人所得税的申报计算没有影响。对于外籍人员的税收优惠政策也依然可以享受。

中国の永住権とは中国における永住居留許可のことです。外国籍人員の納税身分判定は個人所得税法の関連規定に基づいて行われます。すなわち、先ず習慣的居住地がどこかが基準となり、習慣的居住地が日本の場合、中国滞在期間で判定され、年間183日以上中国に滞在する場合は税務上の居住者として、183日未満の場合は非居住者として判定されます。ゆえに、中国の永住権取得有無は個人所得税の申告計算に影響がありません。外国籍人員に対する優遇税制も依然享受可能です。

【質問の内容】

日本永住、63歳です。ずっと個人所得税は183日ルールがあり、日本に住民票の有り無しにかかわらず、183日以上中国にいれば日本税金は免除されると認識してきました。一昨年、住民票を戻しましたが、確定申告の時期に市役所税務窓口で聞いたところ、地方税を支払ってくださいと。50歳課長級のベテランの担当者ですが、183日ルールはあまり知らないようです。そのために確定申告は必要、結局確定申告すると、地方税+個人所得税も払う羽目になった。私同様、日中両方に仕事をしている知り合いに聞くと、彼も日本の所得は日本で確定申告、中国の所得は中国で確定申告して払っていると。183日ルールはもう死んだのでしょうか？

【質問に対する回答】

住民税（地方税）はその年の1月1日時点で市区町村(都道府県)に住所がある場合が課税対象となります。183日ルールは、『日中租税条約』に基づく、日本の所得税と中国の個人所得税納税の基になる給与所得の源泉所在地を特定する為のものであるため、住民税には適用されません。183日ルールは現在も有効です。

183日ルールは、日本人の場合、日本の会社からの中国出張者の年間給与所得の源泉所在国の判断の為の基準となりますが、中国での就労許可を取得した日本人駐在員の場合、日本本社の取締役を兼務し役員報酬を得ている場合を別として、日中での年間給与所得の全額を中国で申告し個人所得税を納税することになります。

日本の会社で働く中国の身分証を持つ中国人（中国に住所のある納税者）の場合、日本での給与所得は、日本の個人所得税率と中国の個人所得税率との差額（中国の方が税率が高い）を中国で追納しなければならないということに税法上はなりますが、日本本社から中国現地法人に派遣されていて、年間の中国滞在期間が183日以上なのであれば、日本人駐在員と同様に、日中で支給される給与所得全額を中国で申告納税しなければなりません。中国派遣者の場合、日本人も中国人も日本での所得税の源泉徴収は停止手続きをしますので、住民票を日本に残したままであれば住民税を日本で納税する必要がありますが、所得税は免税となります。

【質問の内容】

減資の際の税制がよく分かっておらず、地域差もあれば併せてご教示ください。

【質問に対する回答】

有償減資により出資者が余剰現金を回収する場合、日本の税務の考え方では、減資額に対し、所有者権益に占める内部留保額（資本準備金＋法定積立金＋未処分利益）の割合分は出資者への配当とみなされ、源泉税10%が課税されることとなりますが、中国では、『企業所得税若干問題の公告』第五条により、出資金額範囲内の有償減資は投資回収として課税はされません。これまで上海、蘇州、広州で有償減資のお手伝いをしましたが、いずれのケースでも内部留保はありましたが、みなし配当としての課税はされませんでした。

日本の税務上の考え方

【減資前のB/S】

単位：千人民元

所有者権益	18,200	100%
資本金	10,000	55%
法定積立金＋未処分利益	8,200	45%

減資2,500千元



【減資後のB/S】

単位：千人民元

所有者権益	15,700	100%
資本金	7,500	48%
法定積立金＋未処分利益	8,200	52%

【日本での税務上の考え方】

所有者権益減	2,500	100%
資本金減	1,374	55%
内部留保減（配当）	1,126	45%

× 10% = 112.6 （源泉税課税）

【質問の内容】

減資の際の税制がよく分かっておらず、地域差もあれば併せてご教示ください。

【質問に対する回答】

有償減資により出資者が余剰現金を回収する場合、日本の税務の考え方では、減資額に対し、所有者権益に占める内部留保額（資本準備金＋法定積立金＋未処分利益）の割合分は出資者への配当とみなされ、源泉税10%が課税されることとなりますが、中国では、『企業所得税若干問題の公告』第五条により、出資金額範囲内の有償減資は投資回収として課税はされません。これまで上海、蘇州、広州で有償減資のお手伝いをしましたが、いずれのケースでも内部留保はありましたが、みなし配当としての課税はされませんでした。

中国の
税務規定

『企業所得税若干問題についての公告』（国税「2011」34号）

五、投資企業が被投資企業から投資を撤回または減少することにより取得した資産のうち、初期出資に相当する部分は投資回収と確認しなければならない。被投資企業の累計未分配利益と累積剰余金の公積が減収資本比率で計算された部分に相当する部分は、配当所得と確認し、残りは投資資産譲渡所得であると確認する。被投資企業にて発生した経営損失は、被投資企業が規定に則り欠損を補填する。投資企業はその投資コストを下方調整し、投資損失と確認してはならない。

五、投资企业撤回或减少投资的税务处理

投资企业从被投资企业撤回或减少投资，其取得的资产中，相当于初始出资的部分，应确认为投资收回；相当于被投资企业累计未分配利润和累计盈余公积按减少实收资本比例计算的部分，应确认为股息所得；其余部分确认为投资资产转让所得。

被投资企业发生的经营亏损，由被投资企业按规定结转弥补；投资企业不得调整减低其投资成本，也不得将其确认为投资损失。

【質問の内容】

減資の際の税制がよく分かっておらず、地域差もあれば併せてご教示ください。

【質問に対する回答】

無償減資の場合、日本では、株主資本の内訳の構成変化のみで、株主に対する払い戻しが無い為、課税関係は発生しませんが、中国では無償減資分を営業外収入とみなす為、その結果として、会社の課税所得額が税務上の累積欠損金を上回る場合には、その超過額は企業所得税（25%）の課税対象となります。

【減資前のB/S】

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	5,500	流動負債	4,700
現預金	1,500	買掛金	3,000
売掛金	2,000	短期借入金	1,500
その他未収金	500	その他未払金	200
棚卸資産	1,000	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	5,200	所有者權益	6,000
固定資産	4,500	資本金	10,000
無形資産	500	法定積立金	500
長期繰延資産	200	未処分利益	-4,500
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(-1,500)
資産計	10,700	負債・資本計	10,700



【4,500千元減資後のB/S】

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	5,500	流動負債	4,700
現預金	1,500	買掛金	3,000
売掛金	2,000	短期借入金	1,500
その他未収金	500	その他未払金	200
棚卸資産	1,000	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	5,200	所有者權益	6,000
固定資産	4,500	資本金	5,500
無形資産	500	法定積立金	500
長期繰延資産	200	未処分利益	0
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(3,000)
資産計	10,700	負債・資本計	10,700

【質問の内容】

税務関連、2022年春から中国税務局は移転価格調査の強化に動き出していると聞いています。中国における移転価格制度において留意すべきポイントは何でしょうか？

【質問に対する回答】

経済のグローバル化が進むにつれ、多国籍企業の中で親会社と子会社の間、関連企業間の経営活動は税務局の注目が集められている。中国税務局が注目しているのは、貿易項目下の関連先取引における輸出入定価が合理的か否か、非貿易項目下の特許権使用料などの定価が十分な根拠が提供できるか否か、大口関連取引に移転価格の問題が存在することによって企業が企業所得税を過少納付になっているか否かである。

中国における移転価格制度において、留意すべきポイントは下記通りである。

- ①、企業は関連先との取引を深く分析、評価し、各取引における企業とその関連先のそれぞれの主体が実行する機能、資産の状況及び負担するリスク、グループ内の貢献度などを重点的に整理し、同業界の同期利益レベルの対比を参照し、それに基づいて企業の利益データとマッチングしなければならない。負担するリスクと利益の不一致が発見された場合、企業は直ちに原因を探すとともに、同業界同期の発展現状、利益状況、影響原因を収集し、顕著な原因が欠けているリスク利益の乖離に対して、企業は関連取引の定価政策に適切に調整することである。
- ②、居民企業と中国国境内に機構、場所を設立し、企業所得税を納付する非居民企業が税務機関に年度企業所得税納税申告書を報告する際には、関連先との取引について関連申告をしなければならない（『関連側申告と同期資料管理に関する事項の整備に関する公告』（国家税務総局公告2016年第42号））。税務局は企業が記入された数値に基づき、移転価格資料（マスターファイル、ローカルファイル及び特殊ファイル）を用意する必要があるか否かを判断する。また、移転価格資料を提出する必要がある企業が提供される移転価格資料に基づき、関連取引の対価政策を妥当であることを証明しなければならない。
- ③、実践の中で、中国の税務調査の力が絶えず増大するにつれて、税務局は銀行と連動しスクリーニング検査を展開し、取引規模、利益指標などの指標を通じて企業を疑った後、リスク提示または立件調査プログラムを起動する。企業が税務局から発行された「税務事項通知書」を受け取った場合、これに積極的に対応し、通知書の要求に基づいて関連取引の不規則な所を調整しなければならない。もし企業が無視したり対抗したりする場合、税務局は規定の手順に従って更なる移転価格調査を展開し、この時、税務局の調査は企業の自己調査の範囲より広く、問題は更に深くなり、企業の税金調整のリスクは更に大きくなる。

【質問の内容】

税務関連、2022年春から中国税務局は移転価格調査の強化に動き出していると聞いています。中国における移転価格制度において留意すべきポイントは何でしょうか？

【質問に対する回答】

また、移転価格資料（マスタファイル、ローカルファイル及び特殊ファイル）を準備する条件は下記通りである。

（『関連側申告と同期資料管理に関する事項の整備に関する公告』（国家税務総局公告2016年第42号））

1、年度関連取引金額が次のいずれかに該当する企業は、マスタファイルを準備しなければならない。

①年度に国境を越えた関連取引が発生し、その企業財務諸表を連結した最終持株企業が属する企業グループが既にマスタファイルを準備している場合；

②年度関連取引総額は10億元を超えた場合。

2、年度関連取引金額が次のいずれかに該当する企業は、ローカルファイルを準備しなければならない。

①有形資産所有権譲渡金額（来料加工業務は年度輸出入通関価格に基づいて計算）は2億元を超える場合；

②金融資産の譲渡金額は1億元を超える場合；

③無形資産所有権譲渡金額は1億元を超える場合；

④その他の関連取引金額の合計は4000万元を超える場合。

3、特殊ファイルを準備しなければならない。

①関連企業と原価配賦契約の締結または実行する場合；

②企業関連債務資本金比率が基準比率を上回る場合。（関連側双方の間の借り貸し資金の総額がいずれかの方の払込資本に占める割合が50%以上に達するか、または一方のすべての借り貸し資金の総額の10%以上が他方によって担保される場合（独立金融機関との間の貸借または担保を除く）。

なお、一部の小規模な外資企業は移転価格資料の条件には至っていないが、次のような状況があれば、税務機関にも注目されやすい。

①関連取引額が大きい又は取引類型が多い企業；②長期損失、薄利又は跳躍的な利益を有する企業；③同業界の利益水準を下回る企業；④利益水準とその負担する機能リスクが明らかに一致しない企業；⑤租税回避港の関連先と取引を行っている企業；⑥規定に従って関連申告を行っていない又は移転価格資料を準備していない企業；⑦他の明らかに独立取引原則に違反している企業。

【質問の内容】

上海设有地区总部的管理性（含投资）公司，可以申请补助金了吗？好像今年规定又重新发布了。
（上海の地域本部の管理性/投資性公司是、補助金を申請できますか。今年規定が更新されたようです。）

【質問に対する回答】

●規定（今年更新）

[上海市跨国公司地区总部发展资金管理办法](#)（沪商规〔2024〕2号）

— 2024年2月1日施行，有效期5年（2029年1月31日止）

●申报办法（2024年）

[市商务委关于开展2024年度跨国公司地区总部发展资金申报工作的通知](#)（沪商促进〔2024〕65号）



申报期限：2024年5月10日

受理部门：属地区商务主管部门

※ 我公司也可以协助申请实务操作。如果考虑申请，欢迎与我们联系咨询。

【補足】上海市の「地域本部」補助金規定について

●規定

「上海市グローバル会社本部発展資金管理弁法」

[上海市跨国公司地区总部发展资金管理办法](#)（沪商规〔2024〕2号）

– 2024年2月1日施行、2029年1月31日まで有効（5年間）

2024年1月の月次オンラインセミナー
「中国事業統括現地法人の機能と地域本部の
優遇政策について」もご参照ください。

↓ <資料ダウンロード・録画視聴URL>

<https://www.shcs.com.cn/zi/240126.html>

（弊社WEB > 公開情報 > お知らせ）

●補助金支給対象：

地域本部（地区总部）	国外の親会社が上海市で設立している独立法人で、1つの国以上の地域範囲で、投資・管理・サービス機能を担う唯一の本部機構
事業部本部 （事业部总部）	国外親会社の一部「事業部」の現地法人という位置づけの会社で、1つの国以上の地域範囲で「事業部」の投資・管理・販売・決済・サポートサービス等の本部機能を担う
グローバル研究開発センター （全球研发中心）	独自の技術研究開発基盤を有し、グローバルレベルの重要なプロセス又は大部分の工程の研究開発を担う、研究進捗も全世界的水準にある、外国投資者が設立したグローバルレベルの研究開発センター

※「本部型機構」（地域本部の一形態）に対する財政補助は定められていない。

【補足】上海市の「地域本部」補助金規定について

●補助金の詳細（1/2ページ）

項目	金額	条件		支給期間
		地域本部	事業部本部	
開業補助金 (开办资助)	RMB500万元	<ul style="list-style-type: none"> 認定日…2022年11月1日以降 払込資本金 ≥ USD3,000万米ドル 従業員数 ≥ 10人 親会社から管理授権された中国内外の企業数 ≥ 1社 		<ul style="list-style-type: none"> 1年目40% 2年目30% 3年目30% ※認定後3年内に申請
賃料補助金 (租房资助)	オフィス賃料の 30% ※面積1,000㎡以内 ※8元/㎡/日以内	<ul style="list-style-type: none"> 認定日…2022年11月1日以降 払込資本金 ≥ USD200万米ドル 従業員数 ≥ 10人 親会社から管理授権された中国内外の企業数 ≥ 1社 		3年間 ※自社物件購入・ 建築時は同水準 で一括支給
グレードアップ 奨励金 (高能级奖励)	RMB300万元	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域 ≥ アジア 払込資本金 ≥ USD200万米ドル 従業員数 ≥ 50人 親会社が任命した責任者及び本部機能に関連する主要高級管理職者が上海に常駐 		一括支給

【補足】上海市の「地域本部」補助金規定について

● 補助金の詳細（2/2ページ）

項目	金額	条件		支給期間
		地域本部	事業部本部	
経営奨励金 (经营奖励)	RMB500万元	• 払込資本金 \geq USD200万米ドル		1年目40% 2年目30% 3年目30%
		• 年営業額		
		RMB5億～10億元	RMB10億～15億元	
	+RMB300万元	RMB10億～15億元	RMB15億～20億元	※基準到達翌年申請
	+RMB200万元	\geq RMB15億元	\geq RMB20億元	
増資奨励金 (增资奖励)	RMB200万元	<ul style="list-style-type: none"> • 増資によって上海市の発展を志向するプロジェクト（ただし、不動産業・金融業を除く）に投資 • 年間新規払込外資金額 \geq USD3,000万米ドル • 3年以内に減資・資本引揚げ・内資転換をしないことを書面で誓約 		一括支給 ※増資金額払込翌年申請 ※開業補助金申請年度は重複申請不可

【補足】上海市の「地域本部」補助金規定について

●認定条件

※ 以前のように「投資性公司」又は「管理性公司」であることは求められていない

地域本部（地区总部）	事業部本部（事业部总部）
独立した法人格を有する外商投資企業	
国外親会社の出資割合（直接又は間接） $\geq 50\%$	
親会社の資産総額 \geq USD2億米ドル	
登録資本 \geq USD200万米ドル	
※上記を満たさなくても、所在地域への経済的貢献が突出している場合は認められる場合もある	上海市で1年以上経営
	前年度営業収入 \geq 親会社事業部の10% \geq RMB10億人民幣元

「上海市グローバル会社地域本部設立奨励規定」[上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定](#)（沪府规〔2022〕17号）
 – 2022年10月28日改訂公布・2022年11月1日施行（2027年10月31日まで有効）

【補足】上海市の「地域本部」補助金規定について

●補助金申請方法（2024年）

「上海市商務委員会2024年グローバル会社地域本部発展資金申請業務に関する通知」

[市商务委关于开展2024年度跨国公司地区总部发展资金申报工作的通知](#)（沪商促进〔2024〕65号）



申請期限：2024年5月10日

申請窓口：所在区商務委員会

●その他

- 上海市以外にも、北京市・広東省・江蘇省・四川省等、各地に同様の政策
- 上海市（市レベル）以外にも、浦東新区等（区レベル）の本部企業政策があり、基準も異なる
- 「地域本部」以外にも、「研究開発センター」等、補助金の用意された優遇策が有る

※ 弊社にて実務支援も可能です。申請をお考えの場合、詳しくは個別にお問合せください。

【質問の内容】

臨港新片区の優遇政策を教えてください。

【質問に対する回答】

● 臨港新片区とは？

— 中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区



浦東国際空港南側

大治河以南
～金匯港以東

小洋山島

洋山特殊総合保税區

● 誘致産業 – 先進産業（前沿重点产业）

主にこれらの産業に各種優遇・補助金を用意

集積回路(IC)	人工知能(AI)	4
バイオ医薬	航空・宇宙	
スマート 新エネルギー車(NEV)	ハイエンド 設備製造	2
		+
グリーン・リマニュファクチャリング		2
水素エネルギー		

【質問の内容】

臨港新片区の優遇政策を教えてください。

【質問に対する回答】

●税制面

- 企業所得税：重点4産業の有力企業に対し、設立後5年間税率を15%に低減（通常は25%）
- 個人所得税：(外国人) 外国の所得税よりも高い税額分（税負担差額）を補助金として支給（※準備中）
(中国人) 高級管理職・幹部の臨港新片区留保分（納税額の22%）を還付

●人材面

- 国内人材：上海戸籍取得が容易化（優秀人材・留学帰国）／居住証ポイント付与（年2点、最高20点）
- 国外人材：就労許可（学歴・年齢の条件緩和）／永住権（居住実績・年収の条件緩和）

●独自の規制政策

- 外資規制の緩和（試験的に先行実施）：金融業・付加価値電信業等
- データ越境：[数据跨境流动分类分级管理办法（试行）](#)
→ 分類 … 「核心データ」(越境禁止)・「重要データ」(評価が必要)・「一般データ」(届出のうえ越境自由)

●地域本部（※ 研究開発センター等も対象）

- 独自の規定（[临港新片区支持总部经济发展若干措施](#)）で補助金支給額
→ 「開業補助金」～3,000万元、「グレードアップ奨励金」～600万元
その他「社会貢献奨励金」・「賃料補助」等、実情に応じて補助金・奨励金の支給

【質問の内容】

中国企業（弊社香港現法の49%出資先）が日本国内での配送の為に弊社からの依頼という形で日本の物流会社を使用。日本の物流会社より弊社に対して消費税込みの物流費が請求されるので、弊社がこれを支払った後、そのまま弊社より消費税込みの実費料金を中国企業に請求したいが、その場合、中国企業は日本でこの消費税の還付を受けたいと要求している。当然、日本に消費税の売上がない中国企業が消費税還付を日本で受けることは不可能だが、そもそも弊社より中国企業向けにどのような形で費用請求すべきなのか、どのような契約を取り交わせば中国企業からの送金が可能になるのか教えて欲しい。

【質問に対する回答】

ご理解の通り、中国企業が日本で消費税の還付を受けることは不可能ですので、貴社が日本国内で立て替えて支払った物流費を中国企業宛に請求し、中国企業より貴社宛てに海外送金してもらう必要があります。

中国国外での立替費用を精算する為の海外送金は、かつては認められませんでした。2013年9月より貿易外取引に係る外貨受払の審査書類が簡素化されたことに伴い、グループ会社等の関連関係を有する国内外の機構が立替もしくは分担するサービス貿易費用の外貨送金が可能となりました。ただし、立替期間は12ヶ月を超えてはならないとされています（「経常項目外貨業務手引き（2020年版）」第49条（一））。

立替金送金を含む非貿易項目外貨の受け払いについては、5万米ドル相当以下の外貨受取・支払は原則として銀行の書類審査が不要となっています。一件当たりの外貨受け払い金額が5万米ドル相当超の場合、①もとの取引契約書、②立替協議書(契約書or説明書)、③インボイス（支払い通知書）を銀行に提出する必要があります。また、これに加え、5万米ドル相当を超える立替金対外送金時には税務備案表を提出する必要があります。

【質問の内容】

中国元での給料の、日本円への送金（中国銀行からみずほ銀行）の時間短縮。毎回、手続き一時間プラス待ち時間（約一時間）

【質問に対する回答】

外国人個人が人民元建給与を日本円に両替して海外送金する場合、銀行窓口で必要書類（労働契約書、給与証明、パスポート、納税証明、給与振り込み記録）を提示して手続きを行う必要がある為、手続きには約一時間を要します。その為の時間を短縮する為に考えられる方法は以下の通りです。

- 外国人個人名義で送金する場合、手元に日本円があれば（人民元からの両替を伴わなければ）、銀行のAPPを利用してスマホ上でも手続きを行うことができます。但し、中国国内での外貨建の給与支給はできませんので、如何にして日本円を手に入れるかが問題です。
- 会社から直接日本の自己名義の口座宛に給与送金してもらうのが一番簡単な方法です。会社名義での送金であればオンライン上で手続きできます。送金通貨は、日本円に両替しなくても人民元のまま送金すれば、日本での口座入金時に自動的に日本円に両替されて入金されます。

【質問の内容】

中国での傷病休暇について教えていただきたく存じます。例えば、①女性職員が避妊に失敗して「墮胎手術」で2週間休暇 ②近視を治すレーシック手術で1週間休暇 これらは会社として傷病休暇(特別休暇としての有給)に該当するものでしょうか？それとも個人の通常の有給を使用

【質問に対する回答】

1. 病気休暇の判断要素

- ① **病気又は非労災の負傷による** 停職休暇に該当するかいなか。（法定事由）
- ② **法的資格を有する医療機関から発行された、真実な病気休暇証明書**を有する。（合法的な証拠）
- ③ 病気休暇を取得するために**必要な申請手続きを行っている**。（流れ）

2. 病欠給与（地域によって異なる）

深センでは、従業員の正常勤務時間の給与の60%を下回らない基準で病欠給与を計算するとなっております。

「深セン市従業員給与支給条例」

第23条 従業員が病気または業務外の負傷で、療養のために仕事を中断した場合、国が定める医療期間において、企業は従業員の通常の労働時間の給与の60%を下回らない基準で病欠給与を支払われるが、本市の最低給与基準の80%を下回ってはならない。

【質問の内容】

中国での傷病休暇について教えていただきたく存じます。例えば、①女性職員が避妊に失敗して「墮胎手術」で2週間休暇 ②近視を治すレーシック手術で1週間休暇 これらは会社として傷病休暇(特別休暇としての有給)に該当するものでしょうか？それとも個人の通常の有給を使用(⇒ 深セン)

【質問に対する回答】

3. 休暇の事由（病気又は非労災負傷）について

① 女性従業員が避妊に失敗して妊娠中絶の場合

広東省では、従業員が社会保険を加入しているのであれば、病気休暇ではなく、出産休暇に該当します。会社が本人へ休暇中の給与を立替払いした後、社会保険機構を通じて関連生育手当を受け取ることができます。

「女性従業員労働保護特別規定」

第7条 女性従業員が妊娠4ヶ月未満で流産した場合、15日の出産休暇を享受する。妊娠満4ヶ月以上で流産した場合、42日の出産休暇を享受する。

「広東省の『女性従業員労働保護特別規定』に関する実施弁法」

第12条 女性従業員が妊娠4ヶ月未満で妊娠を中絶した場合、医療機関の意見により15日から30日の出産休暇が与えられ、妊娠4ヶ月以上7ヶ月未満で妊娠を中絶した場合、42日の出産休暇が与えられ、妊娠7ヶ月以降で妊娠を中絶した場合、75日の出産休暇が与えられる。

【質問の内容】

中国での傷病休暇について教えていただきたく存じます。例えば、①女性職員が避妊に失敗して「墮胎手術」で2週間休暇 ②近視を治すレーシック手術で1週間休暇 これらは会社として傷病休暇(特別休暇としての有給)に該当するものでしょうか？それとも個人の通常の有給を使用(⇒ 深セン)

【質問に対する回答】

② 近視を治すレーシック手術で休暇の場合

通常には、従業員が法的資格を有する医療機関から発行された病気休暇証明書を提出できれば、病気休暇として扱います。

③ その他の例

- 二重まぶたなどの美容整形 ➡ 病気休暇とはみなされない。
- 美容目的の歯列矯正のための休暇 ➡ 病気休暇に該当しない。
- 病気又は負傷により歯科修復手術を受ける場合 ➡ 病気休暇として扱う。

【質問の内容】

中国での傷病休暇について教えていただきたく存じます。例えば、①女性職員が避妊に失敗して「墮胎手術」で2週間休暇 ②近視を治すレーシック手術で1週間休暇 これらは会社として傷病休暇(特別休暇としての有給)に該当するものでしょうか？それとも個人の通常の有給を使用(⇒ 深セン)

【質問に対する回答】

③ その他の例

□ 裁判の実例（不妊症、生殖補助医療）

実例:

B氏は、2021年12月に重慶にあるデザイン会社に入社し、1年間の労働契約を締結した。B氏は不妊症により2022年5月23日に関連手術を受けるため3日間の休暇を取得した。3日後、術後症候群のため病院から14日間の病気休暇証明書が発行された。会社はBの病気休暇を認めず、労働契約の解除をBと交渉したが、B氏はこれを拒否した。

会社は5月末と6月初の2回にわたりBに職場復帰を促し、職場復帰通知書を発行した。B氏は医師の指示による休暇期間を経て6月13日に出勤したが、会社は6月16日、Bが5月26日以降継続して無断欠勤していることを理由にBに対し労働契約解除通知書を発行し、Bは会社に対し労働契約の継続と出勤停止期間中の給与の支払いを求めて裁判所に提訴した。

【質問の内容】

中国での傷病休暇について教えていただきたく存じます。例えば、①女性職員が避妊に失敗して「墮胎手術」で2週間休暇 ②近視を治すレーシック手術で1週間休暇 これらは会社として傷病休暇(特別休暇としての有給)に該当するものでしょうか？それとも個人の通常の有給を使用(⇒ 深セン)

【質問に対する回答】

③ その他の例

□ 裁判の実例（不妊症、生殖補助医療）

裁判の結果：裁判所は、従業員の主張（労働契約の継続履行と出勤停止期間中の給与の支払い）を支持した。

裁判所のコメント

生育権は女性の基本的人権であり、生まれながらにして奪われることのない権利である。「中華人民共和国婦人権益保護法」の第32条には、「女性は法律に従って子供を産む権利と、産まない自由を享有する」と明確に規定されている。女性の生育権の保護は、女性の権利と自由だけでなく、社会全体が女性の生育権の行使を奨励し、保護する義務がある。

会社は法に基づき労働者を自主的に雇用する権利を享有し、経営上の必要や労働者の成績等あらゆる面に応じて雇用形態や雇用方法を自主的に決定する権利を有するが、不妊症に悩む女性従業員に治療を受ける権利や人工授精を受ける権利を保障する義務もある。不妊症は病気ではなく、生殖補助医療は女性労働者の特別な保護に該当しないという被告の認識は狭く、誤りであり、法に基づき是正されるべきである。

裁判結果は唯一の参考基準ではなく、背景や立証などの違いにより結果が異なることもある。

【質問の内容】

人事について、現在の中国は人材の定着率が低く、特に小規模の企業において中途採用した人材について、人材確保や育成において留意すべきポイントは何でしょうか？

【質問に対する回答】

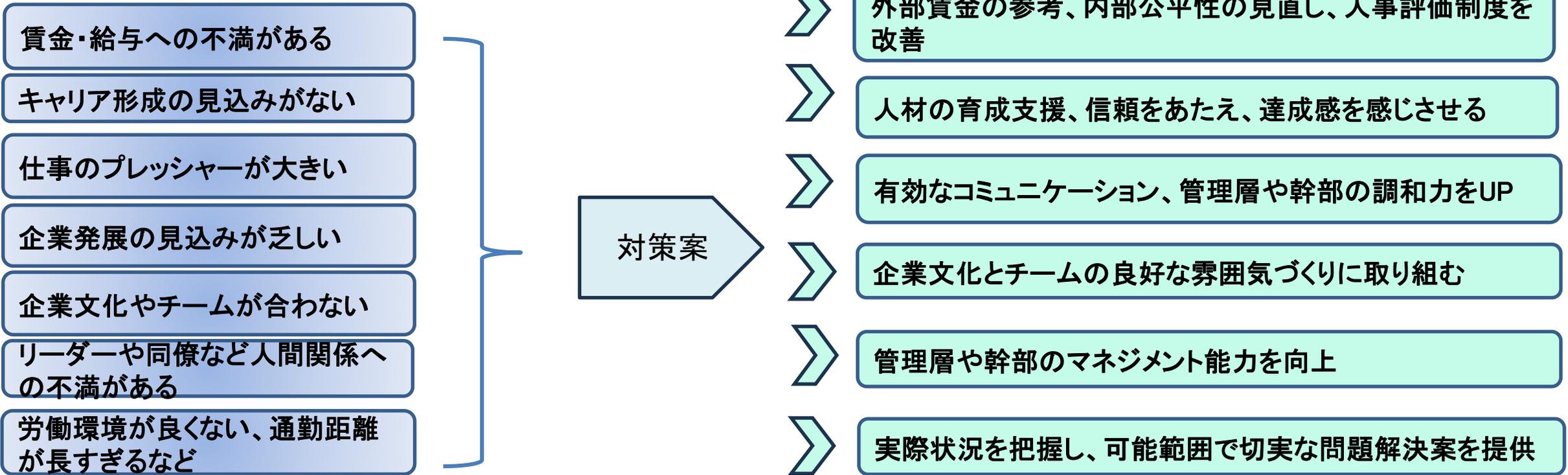
人材流出の原因

- 賃金・給与への不満がある
- キャリア形成の見込みがない
- 仕事のプレッシャーが大きい
- 企業発展の見込みが乏しい
- 企業文化やチームワークが合わない
- リーダーや同僚など人間関係への不満
- 労働環境が良くない、通勤距離が長すぎるなど

【質問の内容】

人事について、現在の中国は人材の定着率が低く、特に小規模の企業において中途採用した人材について、人材確保や育成において留意すべきポイントは何でしょうか？

【質問に対する回答】



【質問の内容】

- 新会社法対応について、新会社法7月開始にあわせて、定款変更は必要でしょうか？、少なくとも、いつまでに変更した方が良い等、推奨ありますでしょうか？
- 新公司法対応，比如关于法人的规定等等需要修改公司章程吗？具体细则何时出来？
- 新会社法施行までに必ず行わなければならないことは何か？

【質問に対する回答】

弊社の会員企業様のほとんどが外資有限責任会社であるため、本日は「非国有出資の有限責任会社の定款」を前提に説明します。

（一）新会社法改正の主な内容

※下記引用した内容は抜粋です。弊社ホームページ（www.shcs.com.cn）の法律データベースで「会社法」で検索すれば、会社法の中日対訳版をご覧ください。

1.登録資本金の払い込み期限

新会社法	現行会社法	説明・アドバイス
全株主が払込みを引き受けた出資額は、株主が会社の定款の規定に従って会社が設立された日から5年以内に満額を払い込む。 (第47条)	なし	資本金の出資期限を5年以内と明確化した。 引受登録資本がまだ出資されていない場合、株主の判断により減資するか、または出資期間を調整する必要がある。

【質問の内容】

- 新会社法対応について、新会社法7月開始にあわせて、定款変更は必要でしょうか？、少なくとも、いつまでに変更した方が良く、推奨ありますでしょうか？
- 新公司法対応，比如关于法人的规定等等需要修改公司章程吗？具体细则何时出来？
- 新会社法施行までに必ず行わなければならないことは何か？

【質問に対する回答】

2. 会社の機構及びその設置方法、議事規則

新会社法	現行会社法	説明・アドバイス
① 監事(会)を設けない代わりに董事会内に審査委員会(審計委員会)を設けることが可能になった (第69条)	すべての有限責任会社は最低限1名の監事が必要	監事を設置しないことが可能になった。現行の「監事2名」の構造がなくなった。組織機構を簡素化するために、定款修正することが考えられる。
② 規模が小さく、又は株主数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を設けず、監事1名を設けることができる。全株主の同意を得て、監事を設けないこともできる。(第83条)		
③ 董事の人数は3名以上とし、上限を削除した。(第68条)	3人～13人	董事会メンバー人数の上限がなくなった。

【質問の内容】

- 新会社法対応について、新会社法7月開始にあわせて、定款変更は必要でしょうか？、少なくとも、いつまでに変更した方が良い等、推奨ありますでしょうか？
- 新公司法対応，比如关于法人的规定等等需要修改公司章程吗？具体细则何时出来？
- 新会社法施行までに必ず行わなければならないことは何か？

【質問に対する回答】

2.会社の機構及びその設置方法、議事規則

新会社法	現行会社法	説明・アドバイス
④株主は、会社の会計帳簿及び <u>会計証憑</u> の閲覧を要求することができる。（第57条）	株主は、会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる。	会計証憑を閲覧する株主権利を追加した。定款における株主権利の修正が必要である。
⑤監事会は、董事、高級管理者に対し、職務執行の報告を提出することを要求することができる。（第80条）	なし	定款における監事権利の修正が必要である。
⑥従業員数が300人以上の有限責任会社は、法に基づき監事会を設け、且つ会社従業員代表を入れている場合を除き、董事会構成員に会社従業員代表を入れなければならない。（第68条）	国有出資ではない会社に対して、従業員代表董事の要求はなし。	従業員数が300人以上の有限責任会社定款を修正する必要がある。
⑦会社の株主会、董事会、監事会の会議開催及び表決は、電子通信方式を採ることができる。（第24条）	なし	実務上電子通信方式による開催が必要な場合、定款を修正する必要がある。

【質問の内容】

- 新会社法対応について、新会社法7月開始にあわせて、定款変更は必要でしょうか？、少なくとも、いつまでに変更した方が良い等、推奨ありますでしょうか？
- 新公司法対応，比如关于法人的规定等等需要修改公司章程吗？具体细则何时出来？
- 新会社法施行までに必ず行わなければならないことは何か？

【質問に対する回答】

3. 法定代表人

新会社法	現行会社法	説明・アドバイス
会社の法定代表者は、会社の定款の規定に従い、会社を代表して会社の事務を執行する董事又は総経理が担当する。（第10条）	会社の法定代表者は、会社定款の規定に従い、董事長、執行董事又は経理が担当する。	法定代表人の選任範囲を拡大した。董事長以外の董事会メンバーを選任する場合、定款を修正する必要がある。

4. その他の重要な変更

- (1) 清算義務の所在を董事とすることを明確化しました。（第232条）
- (2) 株主外の第三者に持分譲渡を行う場合に他の既存株主過半数の同意を必要とする規定を削除しました。（第84条）
- (3) 利益配当期限を株主会決議から6ヶ月内に明確化しました。（第212条）
- (4) 董事、監事、高級管理者の忠実義務、勤勉義務を明確化しました。（第180条）
- (5) 董事、監事、高級管理者の関連取引に関する承認規則を明確化する。（第182条）
- (6) 董事、監事、高級管理者が会社の商業的機会を獲得する場合の承認規則を明確化する。（第183条）

【質問の内容】

- 新会社法対応について、新会社法7月開始にあわせて、定款変更は必要でしょうか？、少なくとも、いつまでに変更した方がよい等、推奨ありますでしょうか？
- 新公司法対応，比如关于法人的规定等等需要修改公司章程吗？具体细则何时出来？
- 新会社法施行までに必ず行わなければならないことは何か？

【質問に対する回答】

（二）実施細則、定款修正の期限について

1. 国务院「『会社法』の登録資本金登記管理制度の実施に関する規定（意見徴収草案）」

- 登録資本金の払い込み：既存会社に移行期間を与える

2. 定款修正の期限

- 任意の内容：株主の意思により決定でき、必要な時に修正。例：法定代表人
- 強制の内容：7月1日までに見直しをお勧め。

（三）合併会社の定款に関する特記事項

外商投資法の移行期間が2024年末に満了することに伴い、中外合弁法に基づき設立された合併会社（すなわち、2020年1月1日以前設立）は、本年中に会社法に基づいて組織機構を改正（＝定款改正「最高権力機関を株主会へ」）する必要があります。

※ 弊社にて定款修正の支援業務を承ります。定款修正をお考えの場合、ご連絡ください。

【質問の内容】

国進民退への転換時期

【質問に対する回答】

朱鎔基総理が進めた「国退民进」： 1992年の鄧小平南巡講話をきっかけに、朱鎔基総理が主導する国有企業を民営企業に転換させる動きが各地で起きた。このような、国有企業への国の関わりを限定していく一連の作業が「国退民进」とよばれた。1998年には23万8000社あった国有企業が、2003年には13万6000社に大幅に減少しているが、国有総資産は逆に15兆5000億元から19兆7000億元に増加している。

胡錦濤体制下での方針転換： 2002年に胡錦濤体制が成立すると、民営企業への市場の開放を謳う一方で、国有経済の管理と堅持を強調する動きも強くなって、国有・公有経済と民有経済は相対立するものとして捉えられるようになってきた。胡体制成立後の2004年3月には、党規約の改正にあわせて中華人民共和国憲法も修正され、公有制と非公有制の地位にも言及し、公有制、非公有制のどちらも奨励しており、どちらを強く支援するかは曖昧であった。 2003年4月にももともとは国際競争力を強化するために設立された国有資産監督管理委員会が、次第に「国有企業体制の堅持」を司る官庁としての性格を強めていった。2005年2月に、「国務院の個体経営など非公有経済発展の奨励、支持、指導に関する若干の意見」（非公有36条）と呼ばれる通達が出されて、国有企業が独占していた分野への民営企業の参入、民営企業への支援制度の導入が打ち出され、国有企業の民営化がさらに進むのではという観測も一時流れた。しかし、その後、胡政権の施政方針として出された「国務院の2005年経済体制改革を深化させるための意見」では、国有資本堅持が打ち出され、これにより国有企業民営化の全面的な展開は否定された。そして、この方針を補完するものとして、2006年12月に「国有資産監督管理委員会の国有資本調整および国有企業再構築に関する指導意見（97号文件）」が出される。この政策文書が、事実上「国進民退」を宣言している。

【質問の内容】 災害、テロなどの有事の際の対応について、日本本社は海外（中国）危機管理対策についてのノウハウがありません。本社側はどのようなことから支援を行うべきでしょうか。日本と中国子会社はどのように役割分担をしておくべきでしょうか。

【質問に対する回答】 海外における災害やテロ対策について、一括でこのような対策を採ればよいという共通項目は無いでしょう。地震や台風、水害などの自然災害と、過激派の反政府運動によるテロ発生などについては状況に応じて、判断も対策も根本的に異なります。その時々状況に応じて、当地政府の対策本部などが発する対策や規制、及び一般人に対する注意事項によって行動を考えていくしかありません。

在外邦人に対する共通している注意事項は、日本本社は外務省、当地の在外邦人は当地を所管する日本政府の在外公館（大使館や総領事館など）が発する注意事項に最大限従うことです。その為には海外に在留する日本人は必ず所管の在外公館或いは外務省に対して「在留届」を出しておくことが絶対的に必要です。

日本政府のが海外在外公館の最大任務の一つが「その国に住む在留邦人の安全確保と保護」です。その目的のために、日本政府は3ヶ月以上海外に滞在する在外邦人に対して「在留届」を提出するように義務付けており、この「在留届」に記載された連絡先に対して、在外公館は災害やテロなどの有事の際に取るべき行動について連絡を行います。即刻国外退去が望ましい大事件の際は、日本政府から臨時の救援機を出して在外邦人をその国から退去させますが、「在留届」を提出していなかったばかりに在外公館からの連絡が無く、置き去りにされて救援機が飛び立ったというケースも少なくありません。

また、弊社のようなコンサルタント会社と日常的に連絡を取り合って、一般の会社では取りにくい細部の情報を取得していくことも、海外における災害やテロ対策については重要なことです。先般のコロナ禍で上海市において2ヶ月以上ロックダウンされた際には、弊社の「華鐘コンサルタントお役立ち情報」のWechatグループに1,000人近い在留邦人が登録されて、質疑応答も含めてお客様が必要とされる情報を連日発出しました。

中国では、外国人、外国企業及びその中国における代表処、外資系企業などが、会社業務で中国国内で「調査」をしようとする場合、必ずその調査は「中華人民共和国涉外調査許可証」を保有する企業に委託しなければならない、と法律で定められています。すなわち、自分で調査する行動自体が、中国では重大な違法行為になることに注意が必要です。

その法律とは「中華人民共和国涉外調査管理弁法」（国家統計局2004年10月公布）であり、外国人、外国企業、外資系企業が中国国内で自ら「調査」することを禁止して、資格のある特定の企業に「調査」を委託しなければならないと定めています。目的は涉外調査（外国人、外国企業の調査）を規範化して国家の安全と社会共通の利益を守ることとされています。

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司は、この法律施行と同時にこの涉外調査資格を申請して、最初の審査で、最高級の「全国範囲の調査資格」を認定されました。証書の有効期限は3年、3年ごとに国家統計局より調査実績のヒアリングが行われて、更新の可否が判断されます。「涉外調査許可証」を取得しているのは、大部分が社会科学院などの国有企業や中国資本企業であり、外資系企業の資格取得は10%もありません。

涉外調査とは、「①海外組織、個人又は海外組織の在中国機関の委託、資金援助を受けて行われる市場調査と社会調査。②海外組織、個人又は海外組織の在中国機関との協力により実施する市場調査と社会調査。③海外組織の在中国機関が法に依拠して実施する市場調査。④調査資料、調査結果を海外組織、個人又は海外組織の在中国機関に提供する市場調査と社会調査」をいう。

用語の定義は、市場調査とは、関連商品及び商業サービスの市場における有り様と見通しの情報を収集整理する活動を指す。社会調査とは、市場調査を除き、アンケート、訪問面談、視察又はその他方式にて、関連社会情報を収集、整理、分析する活動を指す。海外とは、中華人民共和国の関外を指す。国内とは、中華人民共和国の関内を指す。海外組織の在中国機関とは、中国政府の認可を経て、海外組織が国内に設立する分支機構及び常駐代表機構を指す。涉外調査機関とは、法に依拠して涉外調査許可証を取得した機関を指す。

涉外調査の実施は、「涉外市場調査は、涉外調査機関を通じて実施しなければならず、涉外社会調査は必ず涉外調査機関を通じて報告、審査認可取得後、実施しなければならない。海外組織及び個人は国内にて市場調査及び社会調査を直接行ってはならず、涉外調査許可証を取得していない機関を通じて市場調査及び社会調査を実施してはならない。必ず「涉外調査許可証」取得済みの涉外調査許可企業に委託しなければならない。



中華人民共和國 涉外調查許可証

國統涉外証字第 0046 号

調查機構名稱 上海華鐘諮詢服務有限公司 法定代表人(主要負責人) 古林恒雄

登記類型 有限責任公司(中外合資) 許可範圍 全國

住 所 上海市淮海中路755號新華聯大廈東樓23樓

根據《涉外調查管理辦法》規定，准予該機構從事涉外調查活動。

有效期限 自 2022 年 09 月 28 日 至 2025 年 09 月 27 日

制證機關 國家統計局



頒發機關 國家統計局

頒發日期 2022 年 09 月 28 日



【質問の内容】

中国の個人情報の最新情報

【質問に対する回答】

2024年3月26日インターネット情報弁公室が、データ越境する際の届出と免除の基準を明確にしました。
標準契約の締結、PIAの実施をしたうえで当局への届け出が必要となるケース

- ・越境する個人情報が年度100万人分以上 センシティブ情報1万人分以上
- ・重要インフラ事業者 重要情報の越境

企業ガバナンス体制の構築といった観点から、下記事項は依然として対応が必要です。

- 個人に対して個人情報取得の同意取付（労働契約法）
- 個人情報を日本本社へ提供する必要性・範囲・使用目的・保存期間・削除時期などの明確化（個人情報保護法）
- データの保存方法・閲覧権限・セキュリティレベル分け（サイバーセキュリティ法）
- その他データガバナンス（データ三法）

データの取扱いに関しては、サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法・個人情報保護法全てを網羅し対応する必要があります。

【質問の内容】

ITに関する内部統制の構築（IT統制への対応）について、現時点で弊社の中国子会社にはIT専門家がない状況となっております。現在はまだ小規模の企業ではありますが、今後事業拡大に伴い中国子会社においてもJ-SOX（IT統制）への対応が必要となることが予想されます。このような状況下で将来的なIT統制に備え中国子会社、日本本社それぞれでどのような準備を行っておくべきでしょうか。段階的に必要となる事項を教えてください。またその準備のためにどれぐらいの時間が必要となるのか教えてください。

【質問に対する回答】

J-SOXの評価対象として中国子会社が含まれた場合、以下の切り口でそれぞれ評価が必要となります。

- 内部統制 会社規定や制度について
- 業務プロセス 電子発票に対応した経費精算 予算管理システムなど
- IT統制 データ三法への対応 セキュリティ

上記項目全てが中国の「データ三法」に関わっており、多くの外資企業が対応出来ていないのが現状です。また、データ三法と同様の法律がすでに施行されている欧州では、日系企業よりも早く対応している状況にあります。

期間については、各企業の状況（会社規定の整備度合い、使用しているシステムの数、従業員数など）によって差が出ますが、少なくとも半年ほどの時間が必要となります。

弊社でIT監査・システムメンテナンスの代行等を請け負っております。

- システムについてはサイバーセキュリティ法、データについてはデータセキュリティ法、個人情報については個人情報保護法
- いずれも違反行為に対する法的責任として行政処罰、民事損害賠償および刑事責任を規定している
- 企業が取り扱うデータの重要性・量・性質などによって対応の濃度を変えている
- 日本での個人情報保護の概念とは根本的に違うものであると理解することが重要

	施行日	対象	対応事項（一部）	備考
サイバーセキュリティ法	2017年6月	ネットに繋がる全てのシステム	等級保護 コンテンツ審査	Webサイト保有企業はほぼ2等級
データセキュリティ法	2021年9月	企業が保有する全てのデータ	データ分類 重要データリスク評価 データ越境規定	社内規定やリスク評価実施履歴
個人情報保護法	2021年11月	中国国内で得られる全ての個人情報	標準契約 安全評価 対応責任者選出	駐在員の個人情報も対象

【対象】 ネットワークの所有者、管理者及びネットワークサービスプロバイダ (76条3項)

公共通信・情報サービス・エネルギー関連・運輸・ライフライン関連・金融

セキュリティ上の問題が発生した時に国家安全や公益に重大な影響がある情報などは重要インフラとなる

【要素】 ERPシステム・生産システム・顧客管理システム・自社Webサイト・財務システム・人事給与システム

自社アプリやミニプログラム 等

【対応すること】 **等級保護認証** セキュリティ責任者の設置 社内規則 漏洩事故発生時の対応プランと演習

技術的なセキュリティ対策 ネットワークログの保管 (6ヶ月以上) データバックアップ



影響する対象	影響が出た場合の損害程度		
	一般的な損害	深刻な損害	特に深刻な損害
国民・法人や組織	一等級	一等級	二等級
社会秩序・公共利益	二等級	三等級	四等級
国家安全	三等級	四等級	五等級

※自社Webサイトを有する場合は、不特定多数が閲覧可能であり、社会秩序に影響があると判断され二等級となる

※等級保護の有効期間 三等級・・・1年 二等級・・・2年

【対象】 中国国内でデータを処理（データの収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開など）する企業全て

【要素】 デジタル・紙面を含むすべてのデータ

【対応すること】 データの分類（国家核心データ、重要データ、一般データ）、等級分類、
国家安全審査、データセキュリティ管理、レスポンス体制の構築



自動車業界における重要データ

軍事・国防・政府関連の地理データ、人の位置データ、車の移動データ

一般自動車の移動ビッグデータ、物流関連

EV車充電ネットワークデータ

顔・ナンバープレートなどの画像データ

10万人を超える個人情報

国が指定する重要データ

※重要データは中国国内での保存が必要
海外越境する場合は、当局が実施する安全評価に合格が必要

【質問の内容】

ハラスメント対応を含む内部通報対応について、弊社と中国子会社の社内規程上はレポートラインが決められているものの、これまで実際には事例が発生していないため、実際に通報や相談があった際のいわゆる有事への対応が完全かどうかは不明です。特にハラスメントに関しては、中国では女性権益保護法などが改正され、その対応が強化されているので、実際に各社の現地法人ではどこまでの対応をしているかをご教示ください。

【質問に対する回答】

「婦女権益保護法」（1992年4月制定、2005年8月、2018年10月、2022年10月改定；中華人民共和國主席令第122号、2023年1月1日実施）第25条にて、会社は婦女に対するセクハラ行為に対し以下の予防と制止措置を講じなければならない旨が規定されています。

- ① セクハラを禁止する規定制度の制定
- ② 責任部門と責任者の明確化
- ③ セクハラの予防と制止に関する教育研修活動の実施
- ④ 必要な安全保護措置の採用
- ⑤ 通報の為の電話やメールボックス等、開かれた告発ルートを設置
- ⑥ 完全な調査処置手順の確立、紛争の適時処理と当事者本人とその個人情報の保護
- ⑦ 被害者女性の権益保護に向けての支持と協力、必要時の被害者女性への心理カウンセリングの提供
- ⑧ その他、合理的なセクハラ予防と制止措置

【質問の内容】

ハラスメント対応を含む内部通報対応について、弊社と中国子会社の社内規程上はレポートラインが決められているものの、これまで実際には事例が発生していないため、実際に通報や相談があった際のいわゆる有事への対応が完全かどうかは不明です。特にハラスメントに関しては、中国では女性権益保護法などが改正され、その対応が強化されているので、実際に各社の現地法人ではどこまでの対応をしているかをご教示ください。

【質問に対する回答】

また、法律規定ではありませんが、参考ガイドライン等を以下リンクより参照することができます。

- 2021年3月、全国婦女聯盟權益部が推奨する「職場でのセクハラ防止ハンドブック」
http://www.cnwomen.com.cn/2021/08/11/wap_99229960.html
- 2023年3月、全国総工会等の部門が発行した「仕事場でのセクハラ撲滅制度」
[消除工作场所性骚扰制度（参考文本） \(xinxiang.gov.cn\)](http://xinxiang.gov.cn)

セクハラに関し、中国で専用の規則制度を設けている現地法人の例はあまり聞きません（多くは就業規則中に一文を設けている程度です）が、もし社内で被害者女性より会社の不備を告発された場合には、会社の責任を問われる可能性もあります。上記の通り、文書規定の参考例もありますので、規則制度の整備等を進めるべきでしょう。

パワハラに関しては、中国では法律定義や規定は無く、関連の社内規定を整備している現地法人の例も聞きませんが、日本本社の社内規定を中国語に翻訳する程度の対応はしておいた方が良いでしょう。

【質問の内容】

取引先に対するコンプライアンスの遵守徹底について、弊社の中国子会社（医薬品業界）では自販機能を有しておらず、販売代理店を通じ販売活動を行っております。中国子会社からは販売代理店に対しコンプライアンス遵守に向けた支援を行うこととなっておりますが、中国子会社側の人員不足などで支援ができていない状況となっております。このような状況下で販売代理店に対するコンプライアンス遵守に向け中国子会社ではどのようなことから支援を行うべきでしょうか。また、日本本社サイドでサポートできる事項などがありましたら教えてください。

【質問に対する回答】

先ず貴社が考えるコンプライアンスの範囲とその遵守徹底について、中国子会社と販売代理店との間で良く意思疎通を図り、先方の理解を得て、共通の認識を形成することが必要でしょう。コンプライアンスの範囲は非常に広いですが、販売代理店側に最低限遵守させる必要のあるものとしては、独占禁止法違反行為（反トラスト、反カルテル）と商業賄賂行為、贈収賄行為の禁止についてでしょう。日本本社サイドでは、法務部等が主導してこれら中国法に対する理解促進とコンプライアンス遵守に向けての枠組み作りの面で中国子会社をサポートすることが考えられます。場合によっては、販売代理店とのコンプライアンス協議に参加して、中国子会社に代わって販売代理店を指導することも必要でしょう。

また、会社によっては、販売代理店との契約中に自社のグローバル行動規範を盛り込み、その遵守と管理（定期監査等）を販売代理店側に契約上で約定させている例もあります。ここでいう行動規範とは、人権保護、差別やハラスメントの無い職場環境の維持、従業員の法律権益と合法的雇用条件の保護、職場の安全衛生、資産保全、知財権保護、守秘義務、インサイダー取引と利益相反行為の禁止、反トラスト・反カルテル・反不正競争・賄賂や不正行為の禁止、政治活動参画時の要遵守事項、一般社会との健全な関係の維持等の内容を含みます。

【質問の内容】

不正発生時の当局対応について、社内および社外（販売代理店など）で違法行為（独占禁止法違反など）が発生した場合、場合によっては当局対応が必要になるケースが想定されますが、どのような対応が必要となるでしょうか。また販売代理店などが違反を起こした場合、事態の收拾に向け子会社・販売代理店それぞれで対応が必要になるかと思いますが、どのように役割分担をしておくべきでしょうか。ご教示ください。

【質問に対する回答】

社内で不正が発覚した場合の対応としては、労働契約に基づく処分その他、損害賠償請求（民事訴訟）、刑事告発がありますが、先ずこれらを実行する為の不正の証拠集めが必要になります。場合によっては、ある程度の証拠を集めて刑事告発し、警察の手を借りて更に詳細な証拠集めをすることも考えられますが、警察が立件に向けて動いてくれるかどうかは何とも言えません（事案の規模や社会影響等によります）。

行政当局より販売代理店に対し商業賄賂等の不正行為の嫌疑がかかった場合、販売代理店だけでなく貴社中国現法にも調査が入る可能性があります。そこで販売代理店と貴社中国現法とが歩調を合わせて何かすることはありませぬので、役割分担も考えられず、事態收拾の為には積極的に調査に協力するしかありません。

その意味でも、医薬品業界の場合、病院に対して商業賄賂（契約外での金品の贈答や過剰な接待行為）等の不正競争行為を行わないよう、普段から販売代理店側と良く意思疎通を図り、販売代理店の販売状況を良く管理することが必要でしょう。

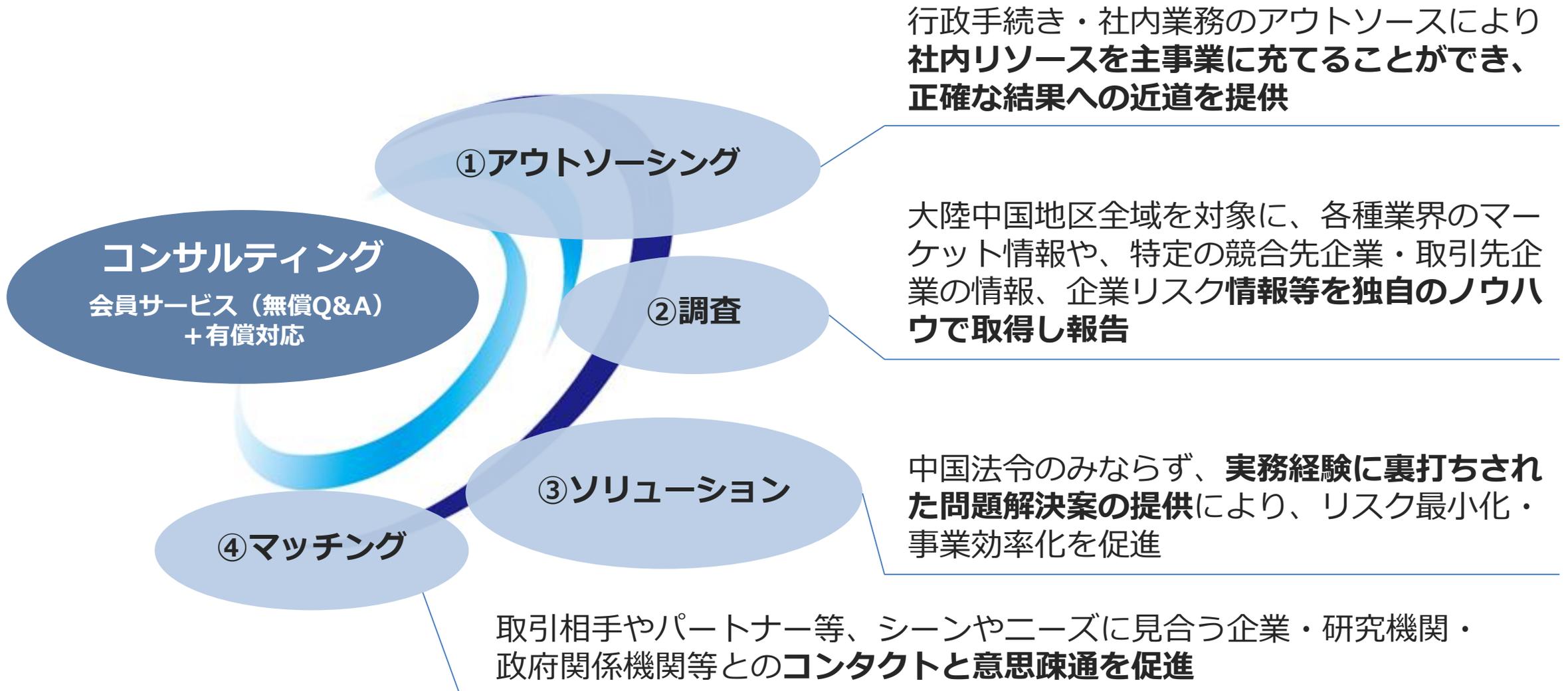
総合コンサルティング

多分野のコンサルタント在籍

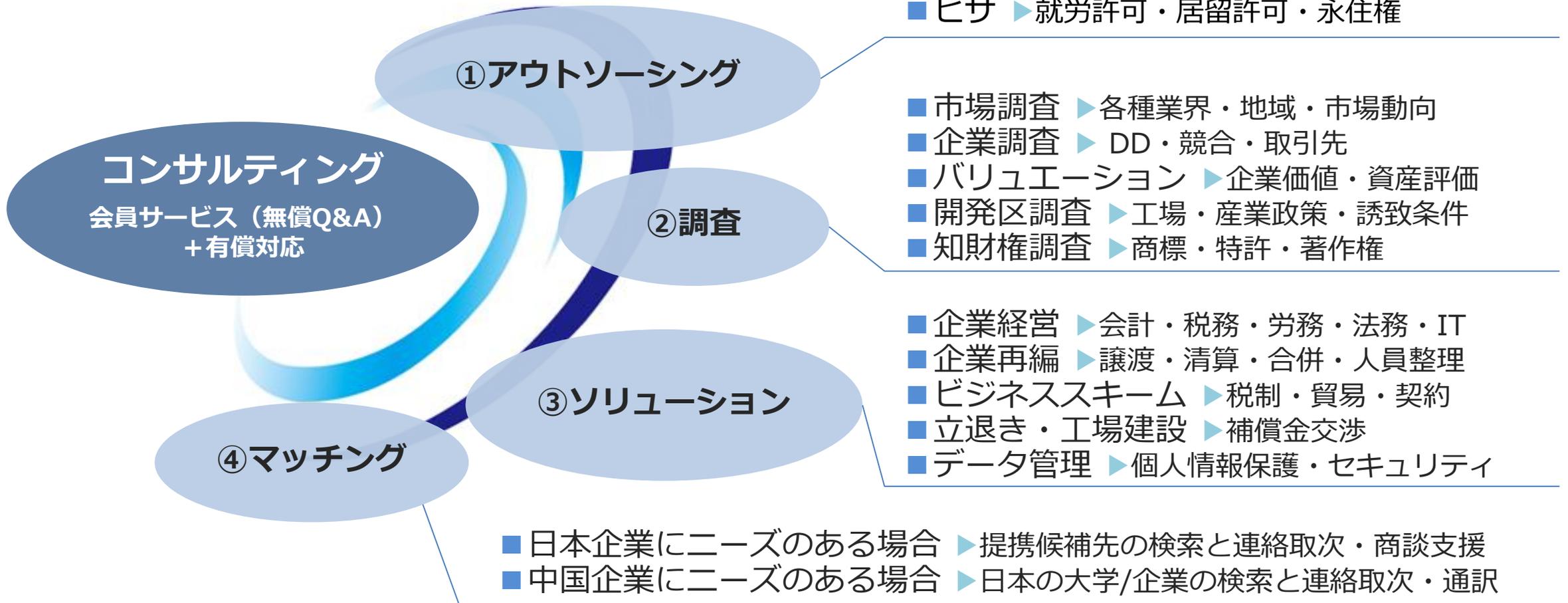
– 中国ビジネスにおけるあらゆる課題にワンストップで総合的にご対応可能な体制です。



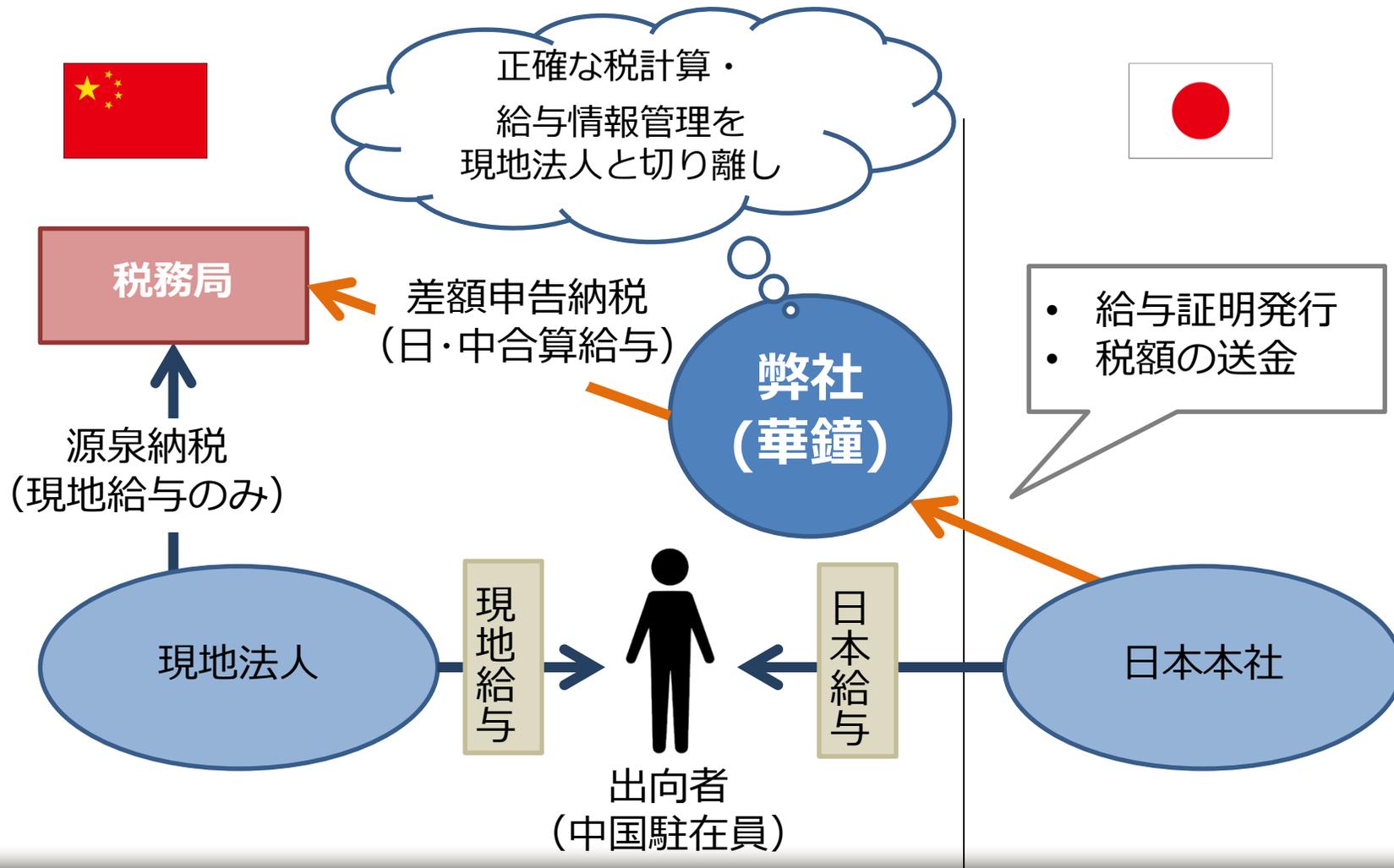
会員制の各種サービス



会員制の各種サービス



例) 個人所得税納付サービス



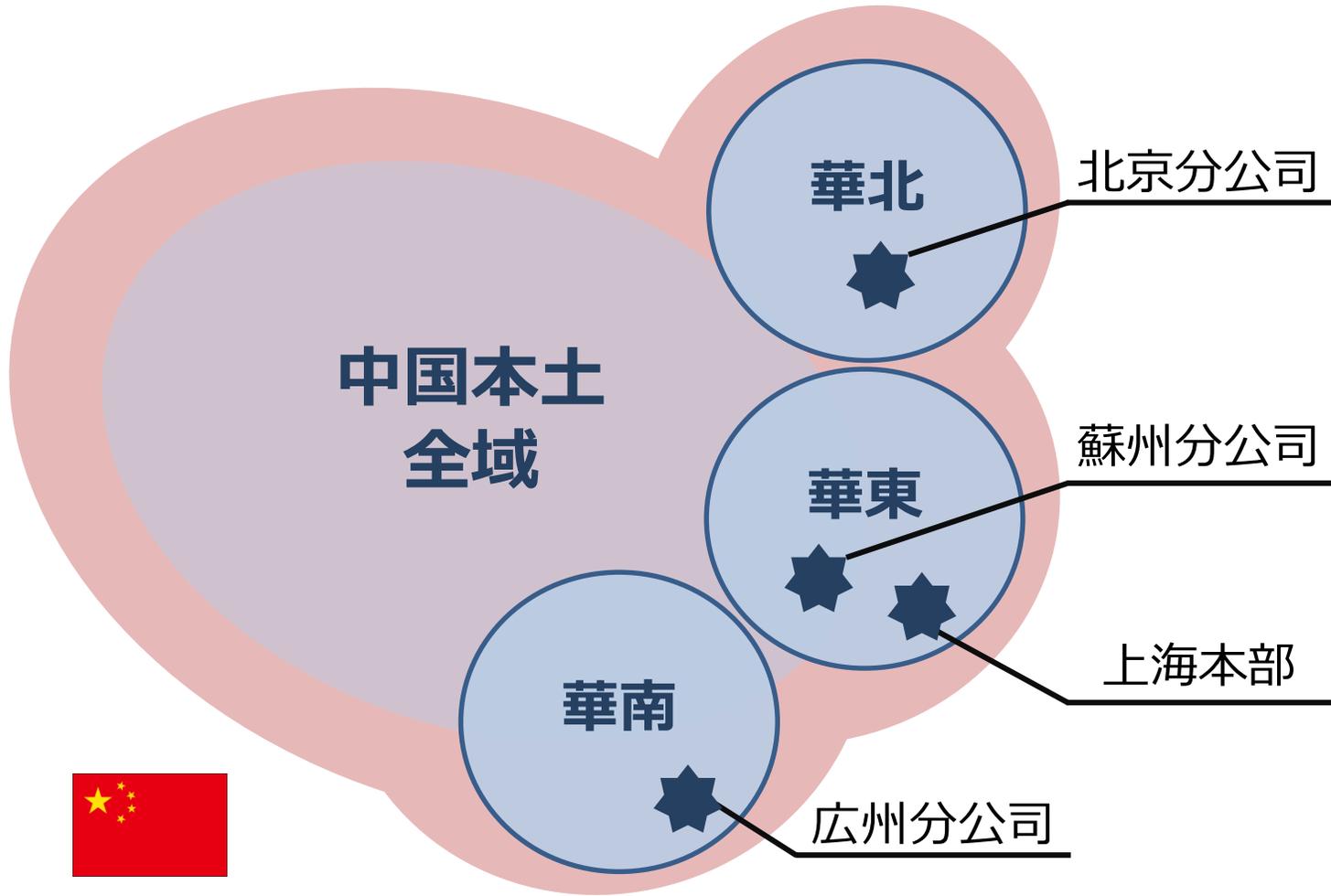
● 中国現地給与については源泉徴収処理(会社名義)



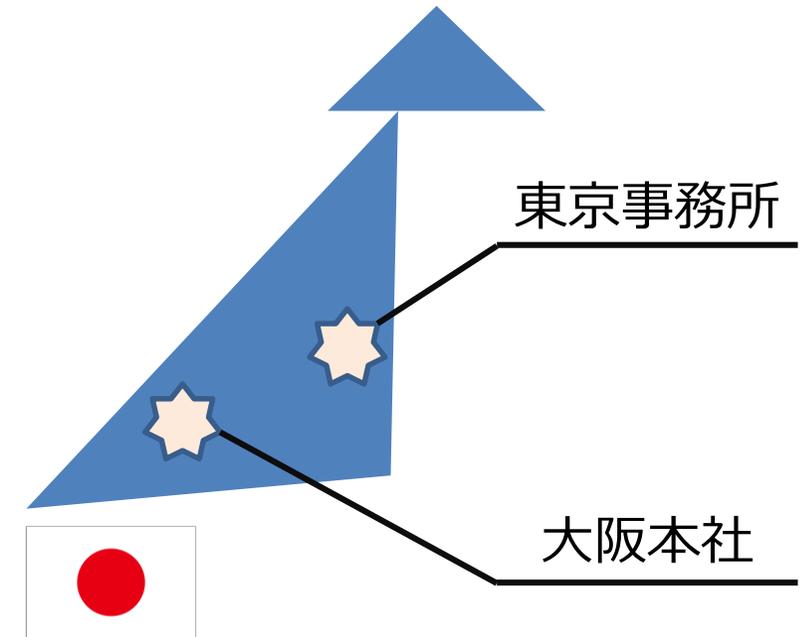
● 日本給与を含む給与全額を基に[華鐘]が税額計算不足額を代理申告納付(駐在員個人名義)

※ 駐在員の給与総額は、現地ではノータッチ

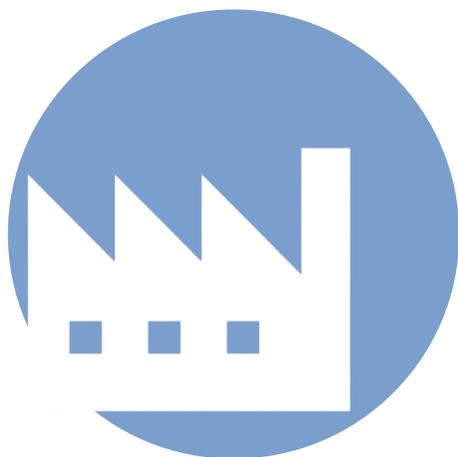
拠点（中国4拠点／日本2拠点の体制）



中国4拠点のスタッフが、
中国本土全域で
サポートいたします。



各種案件の取扱い数



製造拠点

設立 **184社**

工事管理(CM) **40件**

移転補償交渉 **37件**



非製造法人

設立 **258社**

* 商社/物流倉庫/開発/
コンサルティング/
飲食/投資性公司 等



会社清算

行政手続 **217社**

人員整理 **187社**



市場調査

各種業界 **125件**

* 繊維・アパレル/
化粧品/食品/機械/
電子・通信 等

ご清聴ありがとうございました。

中国ビジネス関連でのご相談は、

私たち^{かしょう}華鐘コンサルタントグループに
ご連絡ください。

会員のお客様：担当者へご連絡ください。

その他のお客様：shcs@shcs.com.cn